

介護保険福祉用具貸与 フロー図

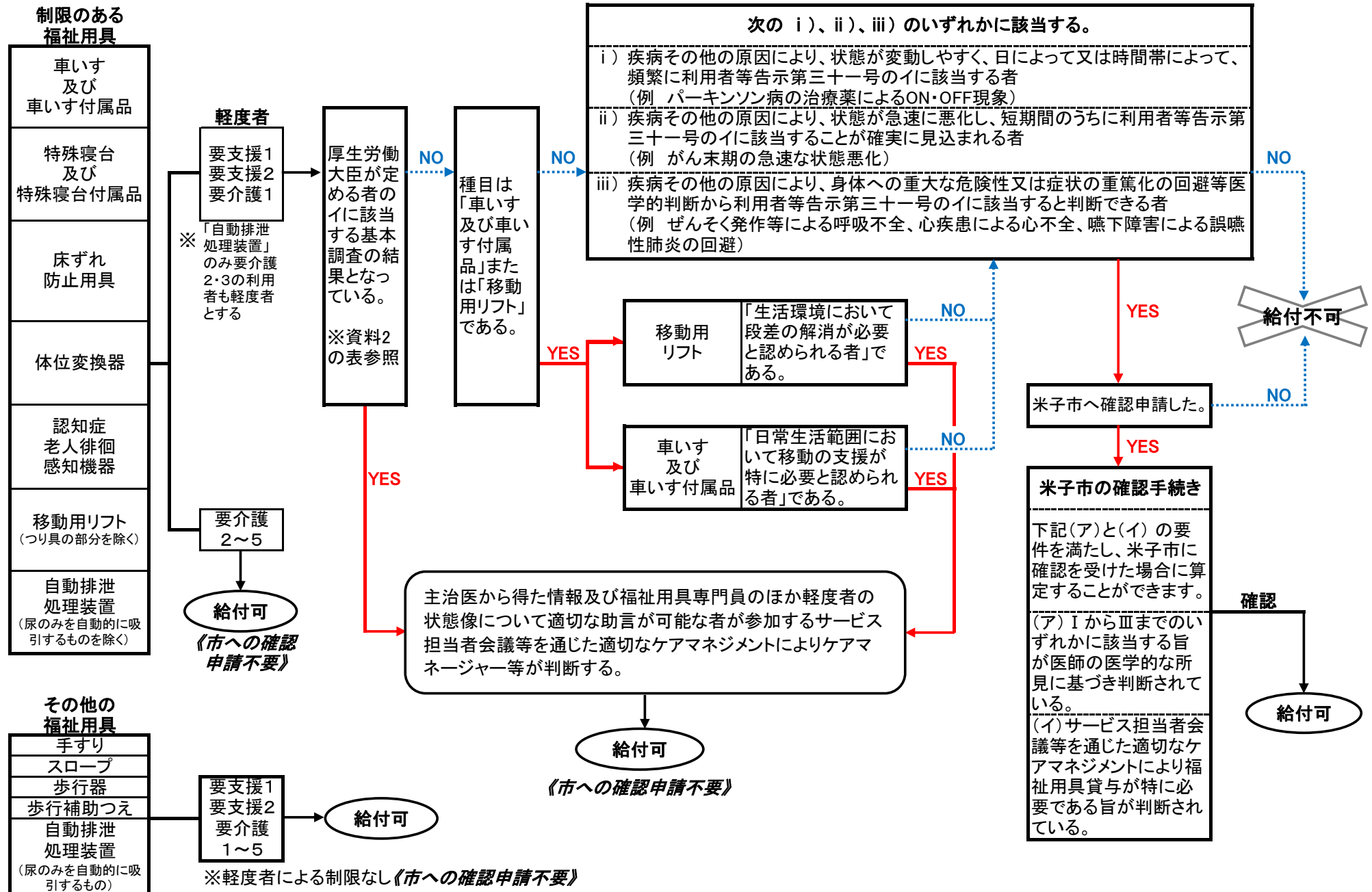


表 <利用者等告示第三十一号のイ>

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属	次の <u>いずれかに</u> 該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 意思の伝達、介護者を行う者への反応、 記憶又は理解に支障がある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次の <u>いずれかに</u> 該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
	(二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ 自動排泄処理装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」

※ アの(二)、オの(三)については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断してください。ただし、その記録は残しておいてください。